

第1号議案 尾張都市計画道路の変更について

第2号議案 環境影響評価書(尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路)について

内容及び関連する事項	理 由																											
<p>(第1号議案) 尾張都市計画道路の変更</p> <p>○1・3・2号名岐道路(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線の延伸 <table border="1" data-bbox="236 640 844 913"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">位置</td> <td>起点</td> <td>一宮市浅野字土井ノ内</td> <td>一宮市大毛字稲葉</td> </tr> <tr> <td>終点</td> <td>一宮市丹陽町五日市場字定福寺</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>延長</td> <td>約4,890m</td> <td>約10,790m</td> </tr> </tbody> </table> <p>出入口:一宮木曾川ジャンクション(仮称) 高田西入口(仮称) 高田南出口(仮称) 常願通南入口(仮称) 両郷町出口(仮称) 一宮インターチェンジ</p> <p>○3・3・2号北尾張中央道(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区域の変更 <table border="1" data-bbox="236 1348 844 1624"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常願通7丁目(西側)の交差点部の幅員</td> <td></td> <td>26m</td> <td>32.5m</td> </tr> <tr> <td>一宮各務原線及び市道0103号との交差点部の幅員</td> <td></td> <td>23m</td> <td>26m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 構造事項の変更 			変更前	変更後	位置	起点	一宮市浅野字土井ノ内	一宮市大毛字稲葉	終点	一宮市丹陽町五日市場字定福寺	(変更なし)	区域	延長	約4,890m	約10,790m			変更前	変更後	常願通7丁目(西側)の交差点部の幅員		26m	32.5m	一宮各務原線及び市道0103号との交差点部の幅員		23m	26m	<p>広域幹線道路網の充実を図るため、1・3・2号名岐道路について約 5.9km 延伸する。それに伴い、交差する3・3・2号北尾張中央道、3・4・11 号一宮各務原線、3・4・14 号一宮小牧線、3・4・19 号今伊勢三ツ井線、3・5・31 号光明寺街道線、3・4・56 号一宮舟津線及び3・4・110 号北園通瀬部線の構造(地表式の区間における自動車専用道路との立体交差箇所数)を変更するものである。</p> <p>また、3・1・4号国道 22 号線、3・3・2号北尾張中央道、3・4・19 号今伊勢三ツ井線及び3・5・31 号光明寺街道線について、安全かつ円滑な交通処理を図るため、一部区間の区域及び幅員を変更するものである。</p>
		変更前	変更後																									
位置	起点	一宮市浅野字土井ノ内	一宮市大毛字稲葉																									
	終点	一宮市丹陽町五日市場字定福寺	(変更なし)																									
区域	延長	約4,890m	約10,790m																									
		変更前	変更後																									
常願通7丁目(西側)の交差点部の幅員		26m	32.5m																									
一宮各務原線及び市道0103号との交差点部の幅員		23m	26m																									

内容及び関連する事項	理 由																		
<p>○3・1・4号国道22号線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区域の変更 <table border="1" data-bbox="236 387 845 665"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道大垣江南線との立体交差点の北側一般部の幅員</td> <td>42m</td> <td>54.3m</td> </tr> <tr> <td>常願通7丁目(南側)の交差点部の幅員</td> <td>42m</td> <td>44m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・11号一宮各務原線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造事項の変更 <p>○3・4・14号一宮小牧線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造事項の変更 <p>○3・4・19号今伊勢三ツ井線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区域の変更 <table border="1" data-bbox="236 1099 845 1420"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道22号線から光明寺街道線間的一般部の幅員</td> <td>12m</td> <td>16m</td> </tr> <tr> <td>国道22号線及び光明寺街道線との交差点部の幅員</td> <td>16.75m</td> <td>19m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 構造事項の変更 		変更前	変更後	県道大垣江南線との立体交差点の北側一般部の幅員	42m	54.3m	常願通7丁目(南側)の交差点部の幅員	42m	44m		変更前	変更後	国道22号線から光明寺街道線間的一般部の幅員	12m	16m	国道22号線及び光明寺街道線との交差点部の幅員	16.75m	19m	
	変更前	変更後																	
県道大垣江南線との立体交差点の北側一般部の幅員	42m	54.3m																	
常願通7丁目(南側)の交差点部の幅員	42m	44m																	
	変更前	変更後																	
国道22号線から光明寺街道線間的一般部の幅員	12m	16m																	
国道22号線及び光明寺街道線との交差点部の幅員	16.75m	19m																	

内容及び関連する事項	理 由									
<p>○3・5・31号光明寺街道線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区域の変更 <table border="1" data-bbox="236 385 845 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今伊勢三ツ井線の北側の一般部の幅員</td> <td>12m</td> <td>14.5m</td> </tr> <tr> <td>今伊勢三ツ井線との交差点部(北側)の幅員</td> <td>16.75m</td> <td>17.5m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 構造事項の変更 <p>○3・4・56号一宮舟津線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造事項の変更 <p>○3・4・110号北園通瀬部線(一宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造事項の変更 		変更前	変更後	今伊勢三ツ井線の北側の一般部の幅員	12m	14.5m	今伊勢三ツ井線との交差点部(北側)の幅員	16.75m	17.5m	
	変更前	変更後								
今伊勢三ツ井線の北側の一般部の幅員	12m	14.5m								
今伊勢三ツ井線との交差点部(北側)の幅員	16.75m	17.5m								

内容及び関連する事項	理 由
<p>(第2号議案) 環境影響評価書 (尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路)</p>	<p>尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路は、環境影響評価法の対象事業となることから、同法の規定により都市計画決定権者である愛知県が環境影響評価を実施し、環境影響評価書を作成したものである。</p>
<p>○環境影響評価法第三十八条の六（抜粋） 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については・・・環境影響評価その他の手続は・・・同法第十五条第一項の都道府県・・・（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。</p> <p>○環境影響評価法施行令 別表第一（抜粋） 第一種事業の要件：ハ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法第十二条第一項に規定する指定都市高速道路（以下「首都高速道路等」という。）の新設の事業（車線の数が四以上である道路を設けるものに限る。）</p>	
<p>※参 照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価書 ・ 環境影響評価書要約書 ・ 環境影響評価書のあらまし 	